

1 顧問報酬



社会保険労務士業務のうち、次に掲げる法令に基づいて行政機関等に提出する書類の作成、申請等（審査請求を除く）の提出代行若しくは事務代理並びに労働社会保険諸法令に関する事項の相談・指導の業務を月単位により継続的に受託する場合に受ける報酬です。

(1) 労働基準法

（就業規則、諸規定等作成・変更及び人事・労務管理に関する事項を除く）

(2) 労働者災害補償保険法

(3) 雇用保険法

（雇用継続給付及び二事業に係る給付および助成金申請を除く）

(4) 労働保険の保険料の徴収等に関する法律

（新規適用・廃止、労働保険概算・確定保険料申告を除く）

(5) 労働安全衛生法

（許認可申請、設計・作図・強度計算、現場確認等を要するものを除く）

(6) 健康保険法、厚生年金保険法

（健康保険・厚生年金保険標準報酬月額算定基礎届、新規適用・廃止手続きを除く）

(7) 国民年金法

（被保険者がなすべき手続事務を除く）

1 顧問報酬（労務顧問プラン）

人 数	報酬月額	人 数	報酬月額
1～9名	15,000円	100～149名	60,000円
10～19名	20,000円	150～199名	70,000円
20～29名	25,000円	200～249名	80,000円
30～49名	30,000円	250～299名	90,000円
50～69名	40,000円	300～349名	100,000円
70～99名	50,000円	350名以上	別途協議

(注)人数は事業主（常勤役員を含む）と従業員（短時間労働者を含む）を合わせた数です。

(注)入退社人数（概ね年間合計25%以上）、業務内容などにより協議のうえ変更する場合あります。

(注)相談業務のみの場合は上記金額の50%を目安に相談内容・頻度を勘案のうえ決定します。

1 顧問報酬（労務・手続き顧問プラン）

人 数	報酬月額	人 数	報酬月額
1～9名	30,000円	100～149名	130,000円
10～19名	40,000円	150～199名	160,000円
20～29名	50,000円	200～249名	190,000円
30～49名	60,000円	250～299名	220,000円
50～69名	80,000円	300～349名	250,000円
70～99名	100,000円	350名以上	別途協議

(注)人数は事業主（常勤役員を含む）と従業員（短時間労働者を含む）を合わせた数です。

(注)手続きに各種新規適用等に関する手続き、労働保険年度更新、社会保険算定基礎届は含まれていません。別途報酬をご請求させていただきます。

(注)入退社人数（概ね年間合計25%以上）、業務内容などにより協議のうえ変更する場合あります。

(注)相談業務のみの場合は上記金額の50%を目安に相談内容・頻度を勘案のうえ決定します。

2 手続き報酬

手続き報酬とは、社会保険労務士業務のうち、**顧問契約に含まれない**書類の作成及び提出の事務又はそれらを個別に受託した場合に受ける報酬です。ただし、労働社会保険諸法令に基づく帳簿書類の作成が付随する場合には、別途依頼者と協議させていただきます。

(1) 各種規程の作成・変更

内容	報酬
関係法令に基づく諸届・報告	20,000円
就業規則の作成	200,000円～
就業規則の変更	100,000円～
賃金・退職金・旅費等の諸規定	各50,000円～
育児・介護休業等の諸規定	各50,000円～
文書管理その他規定	各50,000円～

2 手続き報酬 

(2) 労働・社会保険の新規適用・廃止届

内容	報酬	注記
新規適用（健康保険・厚生年金）	50,000円	20名以上 1名ごとに1,000円加算
新規適用（労災保険・雇用保険）	50,000円	
適用廃止（健康保険・厚生年金）	40,000円	20名以上 1名ごとに1,000円加算
適用廃止（労災保険・雇用保険）	40,000円	
廃止に伴う離職証明・任意継続手続き	1件につき5,000円	
健康保険組合への編入	100,000円～	10名以上 1名ごとに1,000円加算

2 手続き報酬 

(3) 保険料の算定・申告

内容	人数規模	報酬
健康保険・厚生年金 算定基礎届	1～9名	50,000円
	10～19名	60,000円
	20～29名	70,000円
	30～49名	80,000円
	50名以上	別途協議
健康保険・厚生年金 報酬月額変更届	1名につき	3,000円
労働保険料概算・確定申告（継続事業）		25,000円～

2 手続き報酬 

(4) 保険給付請求等

内容	報酬
健保・労災給付請求	20,000円
年金（老齢）給付請求	20,000円
年金（遺族）給付請求	50,000円
年金（障害）給付請求	年金受給額1.0か月分
労災保険（障害・遺族）給付請求	50,000円
高年齢雇用継続給付・育児休業給付に係る給付申請	証明書1件10,000円 支給申請1回5,000円
第三者行為による傷病（災害）届	50,000円

注：上記報酬額は、比較的時間を要することなく定期的に報告又は届出を要する書類等を作成する場合の金額です。書類の作成等にあたり相当な時間又は高度の技術を要する複雑な事案の場合の報酬額は別途協議させていただきます。

2 手続き報酬 

(5) 紙与計算業務

内容	報酬
(1) 初期導入料金	業務内容を勘案し 別途協議
(2) 基本計算料金（基本料金と計算料金の合計額）	基本料金（月額）20,000円 計算料金1人につき1,000円
(3) 賞与等臨時計算	基本料金 20,000円 計算料金1人につき500円
(4) 紙与計算に付随する年末調整など	業務内容・範囲を勘案し 別途協議
(5) 勤怠集計、諸用紙その他にかかる費用	別途協議

注：紙による勤怠集計など作業が煩雑となる場合は、勤怠管理システムを導入を推奨しております。

注：上記報酬額は入退社人数、業務内容などにより協議のうえ変更する場合があります。

3 労働保険・社会保険手続き報酬（スポット契約）

スポット
後述の④

（1）

リニューアル 準備中

4 コンサルティング報酬



内容	報酬
作業報酬 依頼を受けた業務以外に発生する書類作成やデータ集計に係る業務に対する報酬。	1時間につき 5,000円
相談報酬 労働社会保険諸法令につき、依頼を受けた都度、相談に応じる場合に受ける報酬。	1時間につき 10,000円
立会報酬 関係官庁が行う調査等にあたって、立会う場合に受ける報酬。	1時間につき 10,000円
調査報酬 依頼を受けた業務に付随して、調査、資料収集等特別な業務に従事した場合に受ける報酬。	1時間につき 5,000円
講師等報酬 労働社会保険諸法令に関する講演等の依頼を受けた場合に受ける報酬。ただし、資料作成代及び高度な知識・調査を要するものについては別途依頼者と協議させていただきます。。	1時間につき 30,000円

5 その他報酬 

内容	報酬
旅費・宿泊費 依頼業務に関し出張した場合に受けるもの	実費
緊急依頼 特に緊急を要するものについては、報酬額とは別に加算額を頂戴します	報酬額の20%を加算
新規受託時の着手料 受託にあたっては、着手料を頂戴することがあります。	別途協議
解約の報酬 依頼者の都合により着手後に解約する場合には、所定の報酬額の全額頂戴することができます。	左記のとおり
災害、その他特別の事情がある場合の報酬 依頼者に災害その他特別の事情がある場合は、報酬を減免することができます。	左記のとおり
消費税、印紙代、手数料その他等 本報酬に係る消費税、手続関係書類提出に必要な印紙代及び公的機関に納付する手数料等は、報酬とは別に頂戴します。	必要な額